



秋田県食品ロス削減推進計画

令和4年3月

秋 田 県

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 現状と課題.....	3
1 食品ロスの発生状況.....	3
2 食品ロスに関する県民の意識.....	5
3 食品ロスに関わる各主体の現状と本県の課題.....	8
第3章 計画の基本的な考え方と目標.....	10
1 基本的な考え方.....	10
2 数値目標.....	11
第4章 推進施策.....	12
1 消費者への普及啓発・教育.....	12
2 食品関連事業者等の取組に対する支援.....	13
3 未利用食品の有効活用.....	14
4 実態把握と情報の収集及び提供.....	14
第5章 計画の推進.....	16
1 各主体に求められる行動.....	16
2 推進体制.....	18
3 進行管理.....	18

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「食品ロス」は、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量に発生しています。国によると、2018年度（平成30年度）の発生量は、全国で年間600万トンと推計されています。

食品ロスの問題については、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている「持続可能な開発目標（SDGs）」において具体的な目標が設定されるなど、その削減は国際的にも重要な課題となっています。

食品ロスを発生させることは、それを生産・製造するために使用した資源やエネルギーが無駄になるだけではなく、それを処分するために新たな資源やエネルギーを使用することになります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「土地関係特別報告書」（2019年）では、世界の食料システムにおける食料の生産・製造の前後に行われる活動に関連する排出量を含めた温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21～37%を占めると推定されるなど、気候変動への影響も指摘されています。

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在していますが、我が国では、食料の多くを輸入に依存し、大量の食料を消費・廃棄しています。私たちはこの現実に向き合い、食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

国においては、2019年（令和元年）5月に国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）を制定しました。

こうした状況において、本県においても現状や地域の特性を踏まえて「秋田県食品ロス削減推進計画」を策定し、持続可能な社会を実現するため、食品ロスの削減に向けた意識の醸成とその定着を図り、具体的な行動を実践していくとともに、多様な主体と連携した県民運動として取組を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

また、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、「秋田県循環型社会形成推進基本計画」、「秋田県環境基本計画」及び「秋田県食育推進計画」等との調和を図ります。

3 計画期間

本計画は、2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 9 年間を計画期間とします。

第2章 現状と課題

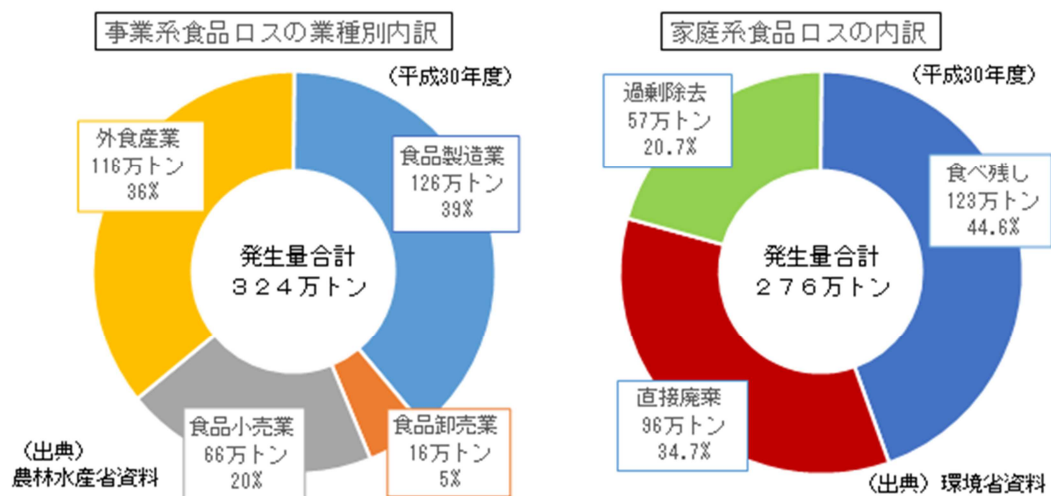
1 食品ロスの発生状況

(1) 全国の状況

国の推計によると、2018年度（平成30年度）には、全国で年間600万トンの食品ロスが発生しています。そのうち、事業系食品ロスの発生量が324万トン、家庭系食品ロスの発生量が276万トンとなっており、おおよそ半分が家庭から発生しています。

事業系食品ロスの業種別内訳については、多い順に食品製造業の126万トン（39%）、外食産業の116万トン（36%）、食品小売業の66万トン（20%）となっています。

家庭系食品ロスの内訳については、食べ残しが123万トン（44.6%）と大きな割合を占め、直接廃棄¹が96万トン（34.7%）、過剰除去²が57万トン（20.7%）となっています。



(2) 秋田県の状況

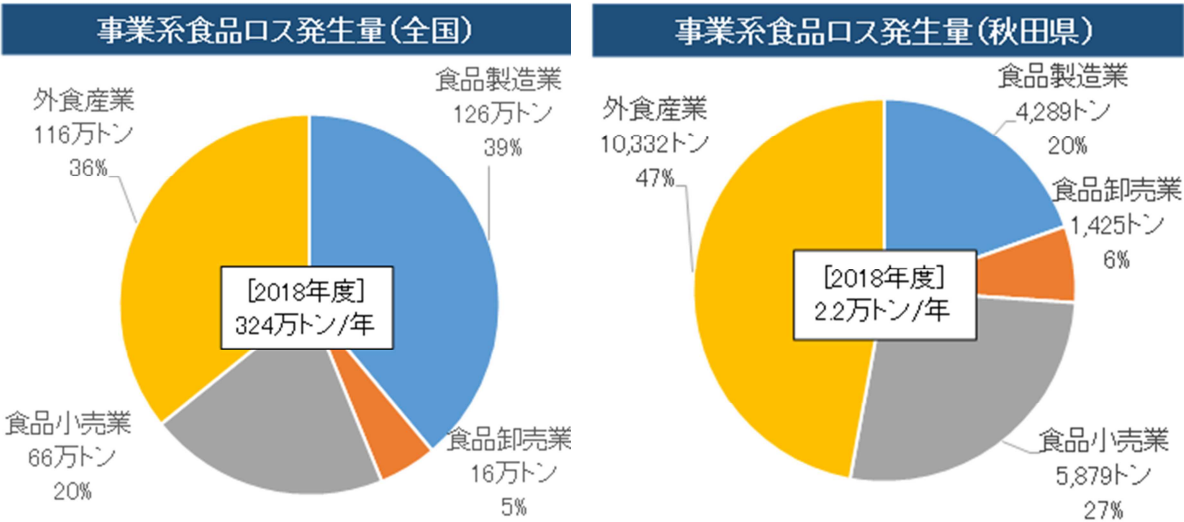
①事業系食品ロス

本県における事業系食品ロスの発生量は、21,925トンと推計（2018年度）され、全国（324万トン）に占める割合は、0.7%となっています。この内訳について、業種ごとに比較すると、本県では外食産業の割合が大きい一方で、

¹直接廃棄：手付かず食品

²過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例 厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

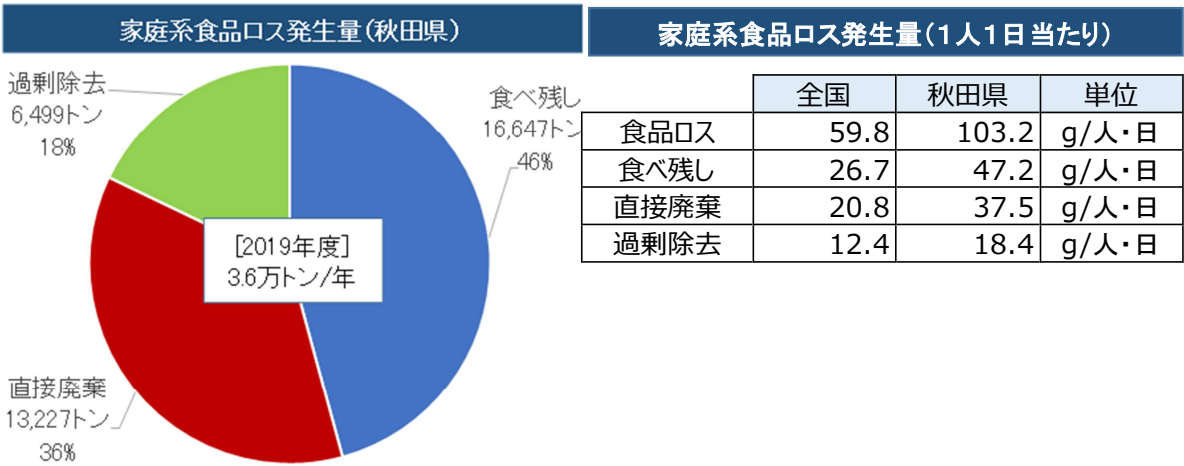
食品製造業の割合が小さくなっています。これは、産業構造に起因していると考えられます。



②家庭系食品ロス

本県における家庭系食品ロスの発生量は、36,373 トンと推計（2019 年度）され、その内訳は、食べ残しが 16,647 トン（46%）、直接廃棄が 13,227 トン（36%）、過剰除去が 6,499 トン（18%）となっています。

また、本県の家庭系食品ロス発生量（3.6 万トン）は、全国の発生量（276 万トン）の 1.3%であり、1 人 1 日当たりでみると、本県の 103.2g/(人・日) は、全国の 59.8g/(人・日)の約 1.7 倍となっています。



2 食品ロスに関する県民の意識

県では、2021 年度（令和 3 年度）に食品ロスに関する県民意識調査を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

（調査の概要）

調査対象：秋田県に居住する満 18 歳以上の人

標 本 数：3,000 人（各市町村の選挙人名簿を基にした層化抽出法）

調査方法：調査票の郵送

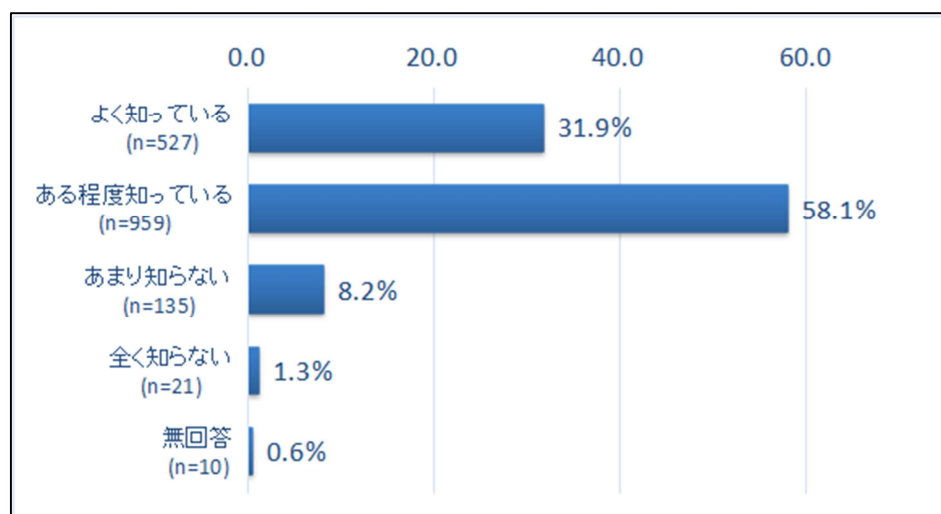
調査期間：7 月 3 日から 7 月 23 日

回答者数：1,652 人（回収率 55.1%）

（調査結果の概要）

（1）食品ロスへの関心について

質問：食品ロス（食品廃棄物）が社会的問題となっていることを知っているか。



「よく知っている」が 31.9%、「ある程度知っている」が 58.1%と、「知っている」と回答した割合が全体の 90.0%を占める結果となりました。

なお、「知っている」と回答した人は全員、次ページの表にある食品ロスを削減する取組を、少なくとも 1 つは実施していました。

(2) 食品ロスを削減する個別の取組について

食品ロスを削減する取組		有効 回答者数	実施者数	実施率
賞味期限が過ぎた食品をどのようにしているか				
	気にせず食べている	1,652	347	21.0%
	見た目や匂いで判断して食べている	1,652	1,003	60.7%
料理を作るときや保存するとき、食品ロスを削減するために気をつけていることや工夫していること				
	作り過ぎない	1,640	998	60.9%
	残った料理を別の料理に切り替える（リメイク）	1,640	462	28.2%
	冷凍保存の活用	1,640	1,140	69.5%
	端材を出さない・できるだけ活用する	1,640	493	30.1%
料理を食べるとき、食品ロスを削減するために気をつけていること				
	残さず食べる	1,645	1,017	61.8%
	食べきれ的分だけ取り分ける	1,645	1,168	71.0%
食品ロスを削減するために、冷蔵庫内の食品の管理で気をつけていること				
	こまめに食材の種類・量・期限表示・鮮度を確認している	1,645	794	48.3%
	整理・収納の工夫（食品を重ねず見える化、同種の食品をまとめること）	1,645	605	36.8%
	「賞味期限」を過ぎても（鮮度が落ちてても）すぐには捨てず、自分で食べれるか判断している	1,645	1,120	68.1%
買い物をするとき、食品ロスを削減するために心がけていることや行っていること				
	買い物リストの作成	1,639	724	44.2%
	小分け商品や少量パックなど食べきれ（丁度いい）量を購入	1,639	869	53.0%
	商品棚の手前に並べている賞味期限や消費期限の近い商品購入	1,639	248	15.1%
	割引商品・おつとめ商品の購入	1,652	912	55.2%
	お買い得商品などの衝動買いに注意する	1,652	489	29.6%
外食をするときに食品ロスを削減するために気をつけていること				
	食品ロス削減に配慮している店を選択している	1,652	361	21.9%
	食べきれる量を注文・注文しすぎない	1,631	1,243	76.2%
	残さず食べる	1,631	1,013	62.1%
	残ったものの持ち帰り	1,631	192	11.8%
長期間にわたって保管している備蓄食品を無駄にしないために行っていること				
	定期的な賞味期限の確認	1,633	812	49.7%
	防災訓練に活用	1,633	42	2.6%
	期限切れ間近な備蓄食品を料理に活用	1,633	705	43.2%
	フードバンク活動への提供	1,633	24	1.5%

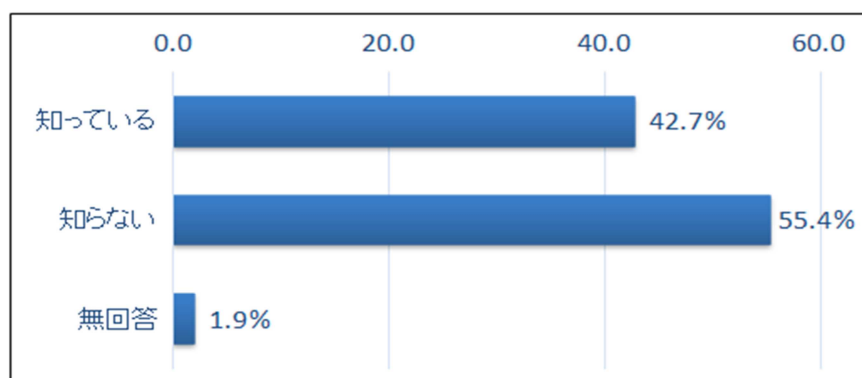
食品ロスを削減する取組のうち、外食をするとき「食べきれる量を注文する・注文しすぎない（76.2%）」や、料理を作るときや保存するとき「冷凍保存の活用（69.5%）」などは、実施率が高くなっています。

一方、買い物をするとき「商品棚の手前に並べている賞味期限や消費期限の近い商品購入（15.1%）」や、外食をするとき「残ったものの持ち帰り（11.8%）」などは、実施率が低くなっています。

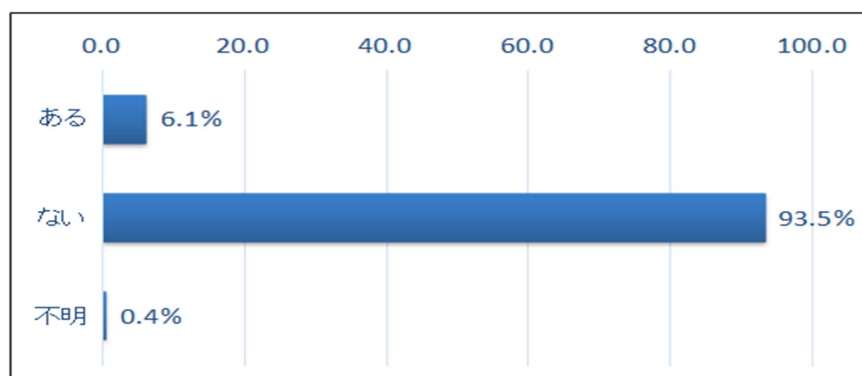
また、災害用備蓄食品を無駄にしないために行っている取組は、全体的に実施率が低い結果となっています。

（3）フードバンク活動について

質問：あなたは、「フードバンク活動」や「フードドライブ」を知っているか。



質問：フードバンク活動（フードドライブ）を実施している団体に対して、食料品の提供や支援をしたことがあるか。



「フードバンク活動」や「フードドライブ」を知っている人が 42.7% 存在している一方で、実際に食料品の提供や支援をしたことのある人は 6.1% でした。

3 食品ロスに関わる各主体の現状と本県の課題

2021 年（令和 3 年）3 月から 9 月にかけて、食品関連事業者や消費者等 17 名で構成する「秋田県食品ロス削減推進協議会」において、各主体の現状や課題等について意見交換を行ったところ、次のような課題が浮かび上がってきました。

（地域特性）

- 本県は、県民 1 人 1 日当たりのごみの排出量（食品ロスを含む。）が全国と比較して多い状況であり、家庭系食品ロスについては 1.7 倍程度あります。この原因を明らかにし、効果的な取組につなげていくことが必要です。
- 本県には、宴会や家庭でのもてなしにおいて、来客を十分満足させるために料理を多く出す、また、食べきれないのにテーブルに料理が並んでいることを好むといった地域性があります。このことから、現状についての理解を促し、県民の意識と行動を変えていくことが求められます。

（各主体の課題）

- 事業者は、事業活動に経済合理性が働いていることから、食品ロスはコストという意識が徹底しており、それぞれが様々な方法でこれまでも食品ロスの削減に努めてきています。一方で、事業者相互の連携によっては、更に食品ロスを減らす余地があると見込まれます。このことから、それぞれの事業者をつなげた取組を実施していくことが必要です。
- 消費者は、経済合理性の意識が低く、外食した際の食べ残しの処理費用が事業主に転嫁されていること、家庭から出るごみを自治体が処理していることに気づきにくく、食品ロスが「他人^{ひと}ごと」になっています。このことから、「自分ごと」として捉えられるよう県民の意識を変えることが必要です。

- 消費者には、鮮度志向や品質・形状へのこだわり、食の安全・安心といった多様なニーズが存在しています。これら消費者のニーズは、農産物を含む食品の生産や製造、販売に大きな影響を与えています。このことから、消費者は、自らの消費行動が食品ロスに与える影響について理解を深める必要があります。
- 家庭や学校、地域社会における食育が、食べ物への興味や関心を高め、地域とのつながりへの理解を深め、食べ物やそれに関わる人への感謝の心を育み、食品ロス削減につながっています。また、学校における食育では、児童生徒の気づきや意識の変化が、親をはじめとした大人にも好影響を与えています。このことから、食育を推進していく必要があります。
- フードバンク活動を行っている団体では、生活困窮者への自立支援の取組において、未利用食品への需要がありますが、それらを調整しながら効率的に収集・配達する仕組みがまだ脆弱です。このことから、未利用食品が有効利用される仕組みづくりや活動団体の支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本的な考え方

本県における現状や課題を踏まえ、次の5つを計画の基本的な考え方とし、食品ロス削減に係る施策や取組を進めていきます。

- 食品ロスを削減する取組は、食品ロスの発生を抑制する取組（食品として活用されない食品を減らす取組）を基本とします。また、食品ロスの削減に十分に取り組んでもなお生じるものについては、資源として有効利用する再生利用（飼料化、肥料化など）に取り組めます。
- 消費者は、自らの消費行動が消費者ニーズとして事業者に影響を与えていることを認識し、食品ロス削減の必要性について理解を深め、具体的な行動を実践することで食品ロスを削減します。
- 生産者や食品関連事業者は、これまで実施してきた食品ロス削減の取組に加えて、事業者相互の連携によって更なる削減を図るとともに、消費者に対して食品ロス削減を意識づけられる取組の実施に努めます。
- フードバンク活動を行っている団体などにおいて、未利用食品が有効活用される仕組みづくりを進めます。
- 生産者や食品関連事業者、消費者等は、将来の世代に明るい未来を託すため、持続可能な社会を目指すSDGsを意識しながら連携・協力し合い、食品ロスの削減に取り組めます。

※食品ロス削減に取り組むことによって、SDGsの目標12（食品の廃棄の半減、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用など）のほか、目標2（飢餓の撲滅など）や目標13（気候変動対策）等の解決につながっていくと考えられます。また、取組を進めるに当たっては、目標17（パートナーシップで目標を達成）が重要です。

2 数値目標

計画の推進に当たっては、達成すべき数値目標を定めて取り組みます。

なお、中間評価までの期間は、数値目標と相関関係がある管理指標により取組の進捗を評価します。

	現 状	目 標 (2030 年度)
目標 1 県民の「意識変化」と「行動の定着」に係る目標		
①食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	90% (2021 年度)	100%
②食品ロスを削減する取組の平均実施率※	43% (2021 年度)	50%
目標 2 県民の取組の成果に係る目標		
県民 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロスの発生量	103.2g (2019 年度)	80g
(管理指標) 県民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量		
目標 3 食品関連事業者の取組の成果に係る目標		
事業系食品ロスの発生量	2.2 万トン (2018 年度)	1.8 万トン
(管理指標) 事業系ごみ排出量		

※食品ロスを削減する 24 の取組 (p. 6) の平均実施率 (2021 年度実施県民意識調査)

第4章 推進施策

前章で示した計画の基本的な考え方を踏まえ、次の施策を推進していきます。

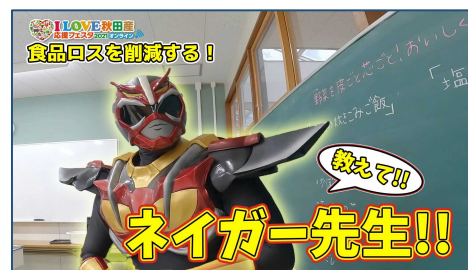
1 消費者への普及啓発・教育

(取組の方向性)

- 持続可能な地域社会としていくため、食品ロス削減の必要性について理解を促すとともに、行動の定着につなげていきます。
- 食品に関係する個人や団体と連携し、特に、将来を担う若年層の関心を高める取組を進めます。
- 食品を無駄にしない買い物や管理の方法について周知します。
- 食材の旬や特徴に関する知識を広め、それらを上手に活用した調理や保存の方法について周知します。
- 宴会等で料理を多く出すことを好む地域性を見つめ直していくとともに、食べ残しを削減し、残したものについては食中毒予防に配慮した持ち帰りを進めます。
- 家庭や学校、地域における食育や地産地消を進めます。
- 事業者の食品ロス削減に係る取組に対する消費者の理解を促進するための情報交換の場を提供します。

(主な取組)

- ・ 食品ロス削減月間（10月）や忘新年会における「食べきり」等の普及啓発
- ・ 新聞や県広報紙、SNS など多様な媒体を活用した普及啓発
- ・ 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携した全国規模の普及啓発
- ・ エシカル消費³に取り組んでいる事業者や消費者団体と連携した食品ロス削減に係る啓発



[地元ヒーローによる啓発動画]

³エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

- ・ あきた県庁出前講座（食品ロス削減、消費生活出前講座等）による啓発
- ・ 食育ボランティア等による食育活動の推進
- ・ 給食指導を通した食品ロス削減の意識の醸成
- ・ 学校給食における地場産物の活用促進
- ・ 地産地消や食品ロス削減を啓発するためのイベントの開催



〔啓発セミナーの開催〕

2 食品関連事業者等の取組に対する支援

（取組の方向性）

- 食品ロス削減に役立つ新たな技術や情報を提供します。
- 規格外や未利用の農産物の加工・販売等による活用を進めます。
- 事業者が SDGs を取り入れるに当たり、食品ロス削減に取り組めるよう促します。
- 消費者の過度な鮮度志向等を見直すための周知を進めます。
- 消費者が食べ残しの持ち帰りができる環境を整えていきます。
- フードバンク活動や子ども食堂での未利用食品などの有効活用を進めます。
- 食品廃棄物等が資源やエネルギーとして再生利用されるような仕組みづくりを進めます。

（主な取組）

- ・ 食品製造事業者向けに食品ロス削減にもつながる生産性向上や HACCP⁴ による衛生管理に関する情報提供
- ・ 未利用食品等を活用した新たな商品開発に関する支援
- ・ 規格外品等の直売所や小売店での販売促進への支援
- ・ 地産地消や食品ロス削減を啓発するためのイベントの開催【再掲】
- ・ 過度な鮮度志向を見直す「てまえどり」等をテーマとした啓発

⁴HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害のリスクを把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害を予防するよう工程を管理する手法の一つ。

- ・ 衛生面を確保した上で食べ残しの持ち帰りを進めるための啓発
- ・ フードバンク活動団体等と企業等のマッチング支援
- ・ 地域資源を循環させるための食品リサイクルループの形成促進



〔地産地消イベントの開催〕

3 未利用食品の有効活用

(取組の方向性)

- 未利用食品が、フードバンク活動や子ども食堂で有効活用されるような仕組みづくりを進めます。
- 賞味期限が近づいた災害用備蓄食品等の有効活用を進めます。

(主な取組)

- ・ フードバンク活動や子ども食堂の活動の情報発信
- ・ こども食堂実施団体等のネットワークを利用した未利用食品の有効活用
- ・ フードバンク活動団体等と企業等のマッチング支援【再掲】
- ・ 災害用備蓄食品等のフードバンク活動団体等に対する提供の平準化



〔こども食堂実施団体等によるネットワーク〕

4 実態把握と情報の収集及び提供

(取組の方向性)

- 県民1人当たりの家庭系食品ロスの発生量が多い要因を精査し、効果的な食品ロス削減の取組につなげていきます。

- 取組の成果を確認するため、定期的に県内の食品ロス等の発生状況について実態の把握に努めます。
- 食品ロスに関する県民の意識の変化について継続して把握します。
- 食品ロスの効果的な削減方法等に関する情報収集や調査、検討等を行うとともに、ウェブサイト等により情報提供します。

(主な取組)

- ・ 市町村における食品廃棄物や食品ロスの排出状況の調査や特性の分析
- ・ 県民意識調査等を活用した食品ロスに関する意識調査
- ・ 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加を通じた効果的な取組の情報収集
- ・ 関係省庁の食品ロス啓発サイトや県公式ウェブサイト等を通じた情報提供



〔 家庭ごみ中の食品ロス
(提供) 秋田市環境都市推進課 〕

第5章 計画の推進

1 各主体に求められる行動

計画の推進に当たっては、各主体が自らに求められる行動を理解し、互いに連携・協力してその行動を実践していきます。

(1) 消費者

- ・ 食品ロス問題を「自分ごと」と捉え、具体的な行動に移すこと。
- ・ 食品の品質（形状、鮮度）への過度なこだわりを見直すこと。
- ・ 買い物の際は、事前に家にある食材をチェックし、期限表示を適切に理解し、使い切れる分だけ購入すること。
- ・ 食べ物の特徴を理解し、適切な保存方法を心掛けること。
- ・ 家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分ではできる限り無駄にしないようにすること。
- ・ 外食する際は、食べられる量を考えて注文し、残さないようにすること。また、残したものは、店舗の注意事項をよく聞いた上で、持ち帰りを進めること。

(2) 生産者・生産者団体

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用（フードバンク活動等への提供を含む）に取り組むこと。

(3) 食品製造事業者

- ・ 食品原料の無駄のない利用や、製造及び出荷工程における適正管理や鮮度保持に取り組むこと。
- ・ 食品の製造方法の見直しや容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組むこと。
- ・ 食品卸・小売事業者等と連携し、適切な需要予測等により、適正受注に取り組むこと。
- ・ 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等を有効活用すること。

(4) 食品卸・小売事業者

- ・ 食品製造事業者等と連携し、適切な需要予測等により、適正発注に取り組むこと。また、季節商品については予約制とするなど、需要に応じた販売を行うこと。
- ・ 消費者に対して、商品棚の手前にある消費期限や賞味期限が近い食品から購入するよう促すとともに、少量パック商品などにより、消費者が使い切りやすい工夫を行うこと。
- ・ 規格外品、地場産農林水産物や食品リサイクルループの中で生産された食品の販売を行うこと。

(5) 外食事業者

- ・ 消費者の注文を細かく聞き取るとともに、品数や量について丁寧に説明し、食べきれる量の料理を提供すること。
- ・ 食材の効率的かつ適正な管理により、廃棄量を低減すること。
- ・ 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で食べ残した料理の持ち帰りを進める取組を行うこと。
- ・ 店舗から生じる食品廃棄物等の分別を徹底し、資源として有効利用されるようにすること。

(6) 行政

- ・ 県は市町村と連携して、食品ロス削減の必要性について啓発を行うこと。
- ・ 各主体が連携した取組を進められるよう調整を図ること。
- ・ 賞味期限が近づいた災害用備蓄食品の有効利用を行うこと。
- ・ 食育や地産地消に係る啓発を行うこと。
- ・ 食品ロスを含めた食品廃棄物等の削減を進めること。

(7) 共通事項

- ・ 発生した食品ロス量を記録し、実態を把握すること。
- ・ フードバンク活動や子ども食堂が担っている役割を理解し、未利用食品を提供すること。

2 推進体制

「秋田県食品ロス削減推進協議会」において、計画の進捗や食品ロスの実態について意見交換を行うとともに、課題や効果的な取組について継続的に議論します。

食品ロス削減の必要性について、消費者、事業者、行政等の多様な主体に対し、様々な機会を捉えて理解を促しながら、適切な役割分担のもと、連携・協力して、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

3 進行管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルを基本として行い、継続的な改善を図ります。

「秋田県食品ロス削減推進協議会」においては、計画の推進について毎年点検を実施します。また、食品に係る庁内各課で構成される「秋田県食品ロス削減推進協議会調整会議」において、計画に基づく施策の進捗について毎年点検を実施します。

本計画を策定してから5年後に中間評価を実施し、国の基本方針や社会情勢等の変化を踏まえながら計画の見直し等の必要な措置を講じます。

秋田県食品ロス削減推進協議会 委員名簿

分野	団体等名称	氏名
学識経験者	秋田県立大学 生物資源科学部 教授	谷口 吉光
生産	全国農業協同組合連合会秋田県本部 管理部長	長谷川 幸広
生産	秋田県農業協同組合中央会 営農農政部長	杉渕 忠彦
製造	あきた食品振興プラザ 副会長	矢吹 達夫
卸売	秋印秋田中央青果株式会社 常務取締役	永田 実
小売	イオン東北株式会社 総務部長	忌部 守人
小売	株式会社伊徳 総務部長	佐藤 長之
外食	秋田県飲食業生活衛生同業組合 理事長	齊藤 育雄
外食	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 (令和3年度第1回まで)	松村 譲裕
	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長 (令和3年度第2回～)	塚本 民雄
消費者等	秋田県学校栄養士会 栄養教諭	青木 広美
消費者等	秋田県地域婦人団体連絡協議会 会長	小玉 喜久子
消費者等	生活協同組合コープあきた 組合員理事	相原 真理
消費者等	あきたエコマイスター	伊藤 睦子
消費者等	一般社団法人フードバンクあきた 代表理事	林 多実
行政	秋田県市長会 秋田市環境部環境都市推進課長	高橋 典之
行政	秋田県町村会 五城目町住民生活課長 (令和2年度)	嶋崎 一人
	秋田県町村会 五城目町住民生活課長 (令和3年度)	小玉 広信
行政	秋田県生活環境部 次長	川村 之聡

秋田県食品ロス削減推進計画

(令和4年3月策定)

秋田県生活環境部温暖化対策課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

TEL 018-860-1560 / FAX 018-860-3881

E-mail en-ondanka@pref.akita.lg.jp